

2016年1月27日

# 税理士法人 アイオン 三二かわら版

## 法人に係る利子割（地方税）の廃止

平成25年度税制改正により、平成28年1月以後に支払を受ける利子から、法人に係る利子割が廃止されます。

個人が支払いを受ける場合は変更ありません。

平成27年12月31日受取まで	平成28年1月1日以降受取分
20.315% (国税15.315%+地方税5%)	15.315% (国税15.315%のみ)

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

これに伴い、法人の法人税割額から利子割額を控除する制度及び控除不足額を均等割額等へ充当又は還付する制度も廃止されます。

詳しくは、税理士法人 アイオン 担当者まで

名古屋事務所：052-583-8603

多治見事務所：0572-22-4327